

【質問項目】

1. 消費者行政の予算確保について（補正予算）
2. 黎明館の料金改定（値上げ）について

【質問本文】

1. 消費者行政の予算確保について（補正予算）

■質問（しもづる）

二点お伺いします。

一点目は、二十七ページの消費生活費についてお伺いします。

消費者行政に関して、三月補正でも約二割の減、そして来年度当初予算でも一割の減となっていてところが非常に気にかかる場所なんですけれども、それぞれの減の主な要因についてまず示してください。

□答弁（消費者行政推進室長）

それぞれ補正予算と当初予算の減額の理由でございます。

まず、補正予算につきましては、消費生活費の減額の主な理由につきましては、消費者行政活性化事業の減額が主なものでございます。消費者行政活性化事業につきましては、一部を除きまして国の交付金を財源としておりまして、当初予算では前年度並みを見込んでおりましたが、当該国の交付金の額が前年度より減額になったことにより、減額するものでございます。

また、この理由につきましては、地方公共団体における消費者行政に関する事務につきましては、自治事務ということが位置づけられているところですが、国は平成二十一年の九月に消費者庁を設立しまして、それに合わせて、地方消費者行政の充実・強化ということで、地方公共団体に対しまして平成二十一年度から交付金等による支援を行ってきたところでございます。国においては、あくまでも地方消費者行政の事務は自治事務ということでございまして、これらの措置はスタートアップ支援だということで、徐々に自主財源化を図るという方針のもとに、交付金を活用した新規事業の開始が平成二十九年度までとなっていたことから、交付金による支援は平成二十九年度で一区切りということとしまして、今年度、平成三十年度は国の交付金が減額されたところでございます。

また、当初予算の減額でございますけれども、これにつきましても主な減額の部分のものは、二十七ページにございますが、四番の消費者行政活性化事業の減額が主なものとなっております。この事業につきましては、先ほど申し上げたように、国はスタートアップ支援ということで、交付金を活用した新規事業の開始は平成二十九年度を開始期限ということと、もう一つ、事業メニューごとに活用期間というのを設けておりまして、最長九年間というのがございます。

この消費者行政活性化事業につきましては、この国の交付金を活用しているところでございますけれども、来年度当初予算におきまして、県及び市町村において一部の事業メニューで交付金の活用期間が

終了することから、本年度当初予算に対しまして減額して計上しているところでございます。

■質問（しもづる）

減額の要因はわかりました。

私の記憶では、少し前に、議会としてこの消費者行政の充実・強化を求める意見書をたしか出しているんじゃないかなと記憶しているんですけども、これに関して、それに基づいた国への要望内容ですか、もしくはそれに対する国の対応状況ですか、そのあたりのところを示してください。

□答弁（消費者行政推進室長）

今、委員のお話のありましたように、昨年の第二回県議会定例会で、県の弁護士会から議会に対しまして、国に対し、消費者行政の予算について充実するように意見書採択を求める陳情がございました。それを受けまして県議会で、国に対しまして、地方消費者行政の財政的支援の充実を図るように意見書を出していただいたところでございます。

県としましても、同様の内容について、開促協を通じまして、また全国知事会を通じまして、国に対して地方消費者行政に対する財源の充実支援を求めていたところでございます。また、他県も本県と同様、個別に要望活動を行ったところでございます。

このような中で、昨年の七月末を募集期限としまして、国から補助枠の振りかえによりまして交付金の追加募集があったところでございますけれども、ただし条件としまして、現状手当てされている一般財源の振りかえは認められないことと、あと十月の交付決定日以降に実施するものに限られるといった制約があったことから、市町村の要望は一部の市町村にとどまりまして、ただ、要望額どおりの追加交付は決定したところでございます。

一方、県の事業につきましては、当初の交付金の減額に対しまして、主に広報事業で調整することとしており、民法の成年年齢の引き下げを踏まえまして、今年度は若年者向けに重点を置いて実施することを計画しまして、四月から進学や就職でひとり暮らしを始める高校三年生を念頭に、二月から三月にかけて実施する予定でいたことから、まだ着手していなかったものですから、十月以降の追加要望が可能であり、その結果、県事業につきましては、一部の事業を除きまして、ほぼ当初予算額どおり確保できたところでございます。

なお、各市町村の事業執行に当たりましては、本県当初予算で当初予定したとおり、サービスの低下を招くことのないように、研修事業の維持に努める等、対応したところと聞いております。

また、県としましても、市町村の負担を軽減することを目的に、国の国民生活センターが消費生活相談員向けの研修を、主に神奈川県にある研修所で実施しているんですけども、年数カ所程度、各地区で実施しているものですから、今年度は本県で開催していただけるようお願いしまして、県内で実施しまして、県内市町村が参加しやすいように努めたところでございます。

いずれにしても、引き続き、国に対しまして、全国知事会や開促協を通じまして、地方消費者行政に対する必要な財源措置を講じるよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

■質問（しもづる）

今、示していただきましたように、他県とも共通した課題ですので、連携して国に要望していただき

たいんですが、これも少しお示しいただきましたけれども、十八歳成年がやってきて、やはり消費者教育の重要性が増していく。また、本県は特にひとり暮らしのお年寄りも多いことから、消費者相談の重要性というのが高い県でありますので、限られた財源の中であっても充実した取り組みを進めていただきたいと思います。

2. 黎明館の料金改定（値上げ）について

■質問（しもづる）

最後に一点。三十二ページ、黎明館の入館料の額の改定の件であります。いろいろな使用料・手数料の改定がやってくる時期ではあるんですが、黎明館の入館料の額の改定に関しては改定幅がほかのものに比べて大きいことから、その理由についてお伺いしたいと思います。

□答弁（生活・文化課長）

今回、黎明館の常設展示施設の入館料につきまして、見直しを行ったところでございます。

見直しを行った主な理由としましては、常設展示施設の一部リニューアルを行ったということ、それから消費税率の引き上げが予定されていることなど、あと県の厳しい財政状況から収入確保の必要性があること、これらを総合的に勘案しまして、今回、入館料を見直すことといたしました。

入館料の額につきましては、九州内の類似施設を調査して、類似施設を参考に、今回、黎明館につきましては、一般大人の個人の入館料を三百十円から四百円に見直したところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

おおむね二割から三割の改定ということで、割合としては大きかったものですから理由をお伺いしたんですが、今回、リニューアルに伴う、その展示内容の価値が上がったということで、それに伴うものということで理解をしたいと思います。一方、入館料の改定のせいで見たいけれども見られないという子供たちが発生してはいけないので、あわせてやっている子供の土曜日、日曜日、祝日の入館料無料化ですとか、もしくはシニアお出かけ促進事業とも連携してPRに努めていただきたいなと思います。以上です。